

令和4年第3回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和4年9月9日（金曜日）午前9時31分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第8号 諸般の報告について
- 第 6 議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 7 議案第42号 町長専決処分について（令和4年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 8 議案第43号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第44号 令和3年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第45号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第46号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第47号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第48号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第49号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第50号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第51号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第52号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第53号 令和4年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第54号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第55号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第56号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第57号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第58号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	小黒博泰	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
建設課参事	寺尾勉
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和4年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時31分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、9月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、宮下孝幸議員及び6番、石川豊議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり所管の委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第7号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第8号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第5、議会報告第8号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、去る6月27日に新潟県自治会館において、令和4年度新潟県町村議会議長会第1回臨時総会が開催されました。そして、8月24日に新潟県自治会館において新潟県町村議会議長会議が開催され、出席してまいりましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。加藤修三議員から去る7月29日に開催された町村議会議員研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

そして、小黑博泰議員から去る8月24日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会について、定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（三輪 正） 日程第6、議会報告第9号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定により、その経過と結果についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました事件名、防災問題についてですが、去る7月15日に現地調査を行いました。説明員として、大矢総務課長、帆苅庶務防災係長から同行いただき、当町海岸地域の津波避難道について、28か所ある指定緊急避難場所の避難経路のうちの数か所を実際にたどって現地視察を行いました。また、視察後に役場議員控室において意見交換を行いました。その中から主なものについて4点ご報告いたします。

1、避難道には、コンクリートが打たれて手すりも設置されており、おおむねよく整備されている。地形的に傾斜はきついが、最低限命を守る一時的避難ということで、現状でよいのではないかと意見がありました。

2、出雲崎こども園山手側の避難道について、一緒に上がった園関係者の方から、子どもたちと地域の方が避難するには居場所がない。避難路脇の土地にいざというとき立ち入らせてもらえないかとの話があり、担当からは交渉して調整するとの回答がありました。

3、避難時の要支援者について、地域の区長に要支援者リストを渡しているが、これからは1人では避難できない方々の個別の支援プランを立てることも考えていかなければならないとの意見に対し、現状はまだ難しく課題があるが、実際に避難となると、支援者と地域の方から行動していただくことになるので、共助の考え方でつくり上げていかなければならないとの回答がありました。

4、実際に津波警報が発令されたとき、町民一人一人がいかに早く避難行動を取るかが大事になってくる。それぞれ個人の都合のよいときに実際に上がってみてもらう、どう避難するかを家族で確認してもらうなどの意識づけが広く浸透するように広報していくべきなどの意見が出されました。

全国的、また世界規模で見ても大きな災害が頻発している昨今です。総務文教常任委員会として、町民の皆様への安全、安心のため、今後とも町の防災問題に関し、環境整備改善のために努めてまいりたいと考えます。

以上、総務文教常任委員会閉会中の事務調査報告といたします。

○議長（三輪 正） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第42号 町長専決処分について（令和4年度出雲崎町一般会計補正予算
（第3号））

○議長（三輪 正） 日程第7、議案第42号 町長専決処分について（令和4年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、障害者福祉サービスの利用者負担上限月額認定誤りがあったため、併せまして急遽修繕が必要となった案件が発生したため、本年7月19日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳出予算では2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費においては、庁舎多目的棟シャッター交換工事を計上いたしました。

また、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に療養介護医療費返還金を計上いたしました。

6目保健福祉総合センター管理費では、消火栓用自家発電設備修繕工事を計上いたしました。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では、川西特定公共賃貸住宅外壁塗装修繕工事費用を追加いたしました。

歳入予算では、前年度繰越金を追加いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ281万5,000円を追加いたしまして、予算総

額を35億1,117万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

予算書をお願いいたします。歳出予算からお願いいたします。205ページご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の庁舎多目的棟シャッター交換工事でございます。現在、役場消防隊用の消防車を格納している車庫のシャッターが開け閉めできなくなったための交換するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、障害者福祉サービス利用者負担上限月額額の認定誤りによる返還金を計上いたしました。

6目保健福祉総合センター管理費では、消火栓用自家発電設備修繕工事を計上いたしました。今ご説明しましたこの2件につきましては、7月の全員協議会で説明させていただいたものでございます。

206ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では、川西特定公共賃貸住宅外壁塗装修繕工事費用を追加いたしました。物価高騰によりまして工事費を追加するものでございます。

歳入予算をお願いします。204ページをお願いいたします。今回の財源につきましては、全額前年度繰越金を追加させていただきました。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてをお願いします。質疑はありませんか。

7番、小黒議員。

○7番（小黒博泰） 206ページ、8款土木費の今ほど説明ありました川西特定公共、多分町営住宅だと思ふのですが、今物価高騰のためとありますけれども、当初予算260万円で今回50万円プラスで上がってきているわけですが、これは再見積りを取り直しての増額分なのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） ご意見のとおり、発注前段階においてその際の見積りを取り直ししております。資材の若干の増額もございましたが、交通誘導員、こちらをちょっと落としておりましたので、こちらが追加になっております。合わせて50万円の追加要求ということになっております。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

◎議案第43号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（三輪 正） 日程第8、議案第43号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることに伴いまして、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるために、非常勤を含めた職員の育児休業の取得要件の緩和を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、主に法律の規定によりまして条例で定めることというふうなうたわれている

規定等につきまして、これから説明します次の3点について改正法の法律の適用に伴う所要の整理を行ったというものでございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和でございます。「1歳6か月に達する日までに採用または更新」という現在の要件が、「出生後約8か月の任期がある場合に」というふうに変更されます。

2点目でございます。非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化でございます。夫婦交代で柔軟に育児休業を取得することが可能となります。もちろん重複取得も可能でございます。

3点目でございます。常勤職員、非常勤職員及び任用つき職員につきまして、育児休業の取得回数の制限を緩和するものでございます。

本法の改正によりまして、育児休業の取得が原則2回まで可能というふうになったものでございます。

定例会資料の7ページから16ページにかけて新旧対照表を載せてございますので、参考としていただきたいと思っております。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第44号 令和3年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第45号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第46号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第47号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第48号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第49号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第50号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第51号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第52号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三輪 正） 日程第9、議案第44号 令和3年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第45号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第46号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第47号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第48号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第49号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第50号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第51号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第52号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号から議案第52号まで、令和3年度各会計の決算認定につきまして一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第44号をご説明をいたします。令和3年度の一般会計予算は、当初予算32億6,800万円に前年度からの繰越明許費7,289万7,000円を加えまして、33億4,089万7,000円でスタートいたしました。途中13回の補正予算で6億5,696万3,000円を追加いたしまして、最終予算規模は39億9,786万円となりました。

決算額は、歳入総額は39億4,109万2,000円、歳出総額は37億8,577万5,000円となり、歳入歳出差引額は1億5,531万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源2,710万9,000円を除くと、実質収支額は1億2,820万8,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べまして3億6,233万円、8.4%の減となっています。減額の主な原因は、特別定額給付金給付事業補助金の終了、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減であります。一方、県支出金、地方債等々は増額となっております。

歳入の主なものは、多い順から地方交付税が18億2,620万9,000円で、歳入総額に占める割合は46.3%となっています。次いで、国庫支出金が4億8,281万8,000円、同12.3%、町税が4億4,532万円、同11.3%、県支出金が3億7,649万7,000円、同9.6%の順であります。

歳入を特定財源と一般財源とに分けて見ますと、町税、地方交付税などの一般財源は28億3,039万1,000円、歳入全体の割合は71.8%となり、昨年度より0.9ポイント減少をいたしました。一方、国、県支出金や地方債などの特定財源は11億1,070万1,000円で、同じく28.2%となっています。

次に、歳出決算額につきましてご説明をいたします。歳出決算額は、昨年度に比べまして3億6,674万1,000円、8.8%の減となりました。減少した主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策として1人10万円を給付した特別給付金事業及び町が独自に1人1万円を給付いたしました町の定額支援金の終了、事業者への各種支援事業の減などによるものであります。

歳出の主なものは、民生費が8億8,258万1,000円、歳出全体に占める割合は23.3%であります。続いて、総務費が7億4,070万9,000円で同じく19.6%、土木費は4億7,196万3,000円、同じく12.5%、公債費が3億9,243万9,000円、同じく10.4%の順となっております。

歳出決算を性質別で見た場合には、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は15億3,787万5,000円、構成比は40.6%、前年度より4.4ポイント増となっております。

投資的経費では、普通建設事業費が3億2,453万5,000円、構成比は8.6%で昨年度比7.9ポイントの減となっております。

町債の令和3年度末現在高は30億2,747万3,000円、前年度より1億7,096万3,000円減少しております。

地方債別の年度末残高では、臨時財政対策債が12億3,607万9,000円、次いで過疎対策事業債が12億2,866万円となっております。

また、財政健全化法に基づきます5つの指標数値は、本町は全ての指標におきまして特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めておりますところの地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努める中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、議案第45号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度末における被保険者数は641世帯、957人で前年度より世帯数は1世帯減少いたしまして、被保険者数では2人増加しております。

歳入では、国保税の収納総額は8,588万3,000円、現年度分の収納率は98.2%になりまして、前年度より0.4ポイント減少いたしております。滞納繰越し分を合わせました収納率は96.1%で、前年度より0.2ポイント増加しました。なお、保険給付費に必要な費用が全額交付されました県支出金は3億9,419万6,000円、前年度より約3,070万円増加しました。繰入金では、人件費等の増加によりまして370万円増加しました。

一方、歳出では保険給付費が3億6,782万4,000円、給付費は1億883万1,000円、前年度より約260万円、2.3ポイント減少しました。基金積立金は1,500万円を積み立てまして、年度末現在高は9,369万円となりました。

これらによりまして、令和3年度本会計の決算額は、歳入総額5億7,742万8,000円、歳出総額は5億3,254万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,488万5,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第46号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度末における第1号被保険者数は1,754人、前年度より18人減少となっております。そのうち要介護・要支援認定者数は319人で、認定者の割合は18.2%になりまして、前年度より0.2ポイント減少しております。高齢化率が高くなっているものの、ほぼ横ばいを維持しております。

歳入では、介護保険料は1億1,550万8,000円、収納率は99.9%、前年度より0.1ポイント増加しました。その他の歳入では、決算額の多いほうから言いますと、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億7,646万9,000円、前年度より約350万円、0.6%増加しております。居宅介護サービス給付費が約1,000万円減額いたしました。一方、施設介護サービス給付費は約800万円、地域密着型介護サービス給付費が約500万円となっております。また、地域支援事業費4,066万9,000円、包括的支援事業・任意事業費の増によりまして350万円、9.2%増加しました。基金積立金は1,110万円を積み立てまして、年度末現在高は1億1,329万6,000円となりました。

これらによりまして、令和3年度本会計の決算額は、歳入総額6億9,496万6,000円、歳出総額6億6,078万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,418万5,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第47号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度末の被保険者数は1,033人、前年度より20人減少しています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料4,628万3,000円で収納率は100%となっております。前年度より52万7,000円、1.2%増加しております。その他、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が6,304万9,000円で前年度とほぼ同額となっております。

これらによりまして、令和3年度の本会計の決算額は、歳入総額6,576万3,000円、歳出総額6,520万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに55万9,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第48号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度は、常楽寺の配水池の槽内配管を更新いたしました。また、川西地区の配水連絡管の新設や井戸ポンプの取替えを行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和3年度本会計の決算額は、歳入総額1億7,459万7,000円、歳出総額1億7,040万2,000円、歳入歳出差引額419万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額とも同額の黒字決算となっております。

次に、議案第49号、特生排の会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、令和3年度の本会計の決算額は、歳入総額は1,249万3,000円、歳出総額は1,104万5,000円、歳入歳出差引額144万8,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額とも同額の黒字決算となっております。

次に、議案第50号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度は、処理区統合の管路工事を実施しまして、松本地区を出雲崎地区に統合いたしました。また、3処理区の維持管理を実施しております。

これによりまして、令和3年度本会計の決算額は、歳入総額1億4,397万3,000円、歳出総額1億3,450万8,000円、歳入歳出差引額947万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は490万円であり、これによる実質収支額は457万円の黒字決算となっております。

議案第51号の下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント対策で電気設備の更新工事を行いました。このほか例年と同様に施設の維持管理あるいは起債の償還をしております。

これらによりまして、令和3年度の本会計の決算額は、歳入総額2億4,915万5,000円、歳出総額2億4,431万2,000円、歳入歳出差引額484万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

終わりに、議案第52号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和3年度は、第2期やまや団地造成に向けた測量設計を実施いたしました。

これらによりまして、令和3年度の本会計の決算額は、歳入総額1,698万9,000円、歳出総額1,618万8,000円、歳入歳出差引額80万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧くださいまして、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫） 代表監査委員の関川でございます。よろしくお願いいたします。

これよりこの8月にかけてまとめました令和3年度出雲崎町決算審査の意見をお手元の審査意見書により説明させていただきます。表紙から2枚めくっていただき、1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和3年度出雲崎町一般会計決算、以下元号を割愛させていただきますとありますが、ここでは本町名もそうさせていただきます。どうぞご理解お願いいたします。国民健康保険事業特別会計決算、介護保険事業特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、簡易水道事業特別会計決算、特定地域生活排水処理事業特別会計決算、農業集落排水事業特別会計決算、下水道事業特別会計決算、住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計と8つの特別会計決算でございます。

2、審査の期間。令和4年7月25日から令和4年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出の決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を求めるとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等及びその附属書類は、計数に誤りはなく、内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われていると認められます。

一般会計の決算規模は、歳入39億4,109万2,000円、歳出37億8,577万5,000円となり、前年度に比べ歳入で3億6,233万円、歳出で3億6,674万1,000円の減額となりました。それぞれの減は、今ほど

町長から説明ありましたが、主に新型コロナウイルス感染症対策の定額給付金事業の前年度完了によるものです。実質単年度収支は2億4,738万7,000円の黒字となっております。また、参考までに、財政調整基金残高は13.5%増の21億570万7,000円でございます。これらから、本町では堅実な財政運営が継続して行われていると考えます。

2ページに移りまして、次に財政の健全性を見る指標の一つであります財政力指数は、令和3年度は0.24と前年度に比べ0.01ポイント下がっております。長引くコロナ禍やエコパークいずもぎきに係る税込減の中、ここに収まった要因の一つに町内事業所からの法人税の大幅な増加が挙げられます。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下財政健全化法と呼びますが、この法律に基づく町の財政健全化及び公営企業における経営健全化の審査について述べます。

中段、①の実質赤字比率から次ページ、④の将来負担比率までの4項目の比率、以下健全化判断比率といいますが、そしてその次の⑤の公営企業に係る資金不足比率の合計5項目の各比率とその算定に至るまでの書類が適正に作成されているかについて審査いたしました。各比率の算定までの経緯は適正であると確認しております。

次に、各比率についてです。最初に、健全化判断比率について述べます。この①から④までの各比率には、それぞれに財政健全化法に基づく運営状況の節目を示す国の基準が設定されております。例えば比率がいわゆるイエローカードの値以上となった場合、財政健全化計画を策定し、自主努力により財政の健全化に取り組むこととなります。

各比率の状況を述べさせていただきます。まず、ページ中段下の①、実質赤字比率は、実質収支が黒字ですので、比率は算出されません。すなわち健全であると判断されます。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は5.35%です。以降、審査意見書では各比率において黒字等により算出されない場合は、これらの値に三角印をつけて参考値として表しますので、ご承知願います。なお、赤字である場合の本町に適用される国の基準は15%です。

次に、②、連結実質赤字比率です。これも黒字となっておりますので、同じく比率は算出されません。健全であると判断されます。黒字額ですので、参考値は9.34%です。赤字である場合の本町適用の国の基準は20%です。

③、実質公債費比率は前年度より0.1ポイント減少して9.2%となっております。国の基準は25%であり、これを下回っており、健全な数値と判断されます。

3ページに移りまして、④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、比率は算出されません。良好な数値となっております。マイナスですので、参考値は73.9%です。将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350%です。

次に、公営企業の経営状況を見る経営健全化の判断比率についてです。⑤の資金不足比率についても先ほどと同様の国の基準が設定されております。比率の状況はおのおのの特別会計において資

金不足額が発生しないことから算定されず、それぞれが健全な状況でありました。黒字ですので、参考値を申し上げますと、三角印を省略して、簡易水道事業特別会計4.3%、特定地域生活排水処理事業特別会計23.1%、農業集落排水事業特別会計が13.6%、下水道事業特別会計10.1%、住宅用地造成事業特別会計100%であります。いずれの特別会計も赤字である場合の国の基準は20%です。

以上、①から⑤までの5項目について述べさせていただきました。本町では、これらの項目全てにおいて黒字または国の基準を下回っており、健全な数値となっております。

なお、これらの比率の算定式及び比率の説明等の詳細は13ページから16ページに記載されております。後ほどご覧ください。

次に、4ページでございます。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見でございます。

1、審査の対象。

(1)、令和3年度出雲崎町街なみ環境開発基金。

(2)、令和3年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。令和4年7月25日から令和4年8月31日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の残高証明書並びに運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合し、精査するとともに、関係職員からの聞き取り等により審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金関係の各書類等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されていると認められます。

内容については62ページ、63ページに記載してあります。

続いて、決算審査の総評でございます。ご説明のとおり、令和3年度の一般会計、特別会計決算及び各基金運用状況は、予算執行、事務処理ともに適正に行われていると認められます。実質単年度収支は、冒頭述べたとおり黒字であり、これまでの推移を見ても堅実な財政運営が行われていると考えます。また、財政健全化法による審査においても先ほど述べたとおり、各5項目の比率が示すとおり、健全財政が保たれていると認められます。

これより、以下このたびの審査により確認した幾つかの事項について述べさせていただきます。

まず、昨年度確認されたエコパークいずもぎきの固定資産税の返還と減収についてです。修正により、本来の姿に戻ったことと、これによる減収分は今後その7割強が地方交付税で補填される見込みであるとはいえ、この自主財源の減収が当初の想定より国への依存度が増すことになるということは認識しておくべきであると考えます。

次ページに移りまして、本町人口についてです。ここ5年間の動向を見ますと、町全体人口では各年度の減少率は平均して1.8%ですが、子育て世代と言われる年代のうち、30代、40代ではこれが0.9%と減少傾向に歯止めがかかりつつあります。この先、見守る必要はありますが、現状では住宅用地造成事業による宅地への住宅新設や数々の子育て支援事業等による定住、移住策の成果の現れ

と考えられます。人口減少を課題に挙げる都市部にあっては、このような傾向は一部で見られるようですが、多くの町村の中でこの傾向は次のステップへと期待が持てるものであります。

次に、自主財源の確保においてです。その1つに、ふるさと納税が挙げられますが、本町では平成20年度の開始以来、その税額は着実に伸び、令和2年度、そして3年度には2,500万円を超えるまでになり、今では独自の施策への財源として大きな役割を担っております。全国事例からも示されるとおり、自治体と地域関係者が共に力を注げば、それに応じて成果は確実に現れております。数々の魅力ある特産品の発信、そして新商品の開発に官民協働による一層の取組に期待するものでございます。

また、一般財源の活用においては、ここに記載のとおり、単独事業を補助事業に組み替えたことで一般財源の軽減が図られた事例もありました。このように予算の執行においては今後も国県の動向に注視し、補助事業等への要望検討や自主財源の一層の確保に取り組んでいただきたいと思います。

そして、機能の更新については、簡易水道事業において駅前地区で施設の老朽化対策に合わせて、管理費の軽減や一層の水質向上を図る事業が進められております。全ての公共施設にも言えることですが、この例のように耐用年数を念頭に置いた対応を今後もお願いするものであります。

最後に、現在世界では協和への糸口の見えないウクライナ紛争、コロナ変異株の猛威、止まりそうもない物価の上昇といった話題が目立つ中にありますが、出雲崎町は町民要望に応える安定した町政運営が継続されますようお願いするものであります。

以上、期待も申し上げまして、令和3年度出雲崎町決算審査の説明とさせていただきます。どうぞご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第52号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第52号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第44号から議案第52号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時25分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（三輪 正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に小黑博泰議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時27分）

○議長（三輪 正） 会議を再開いたします。

（午前10時39分）

◎議案第53号 令和4年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第53号 令和4年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。歳出予算につきましては、各款に共通して、物価高騰による光熱水費、燃料費の追加をしております。

歳出予算の主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費、16目燃料購入費等助成事業費では、助成事業関係費用を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、キャッシュレス決済対応情報管理のレジ関係費用を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目、2目、5目、7目で令和3年度事業費確定による補助金または負担金の返還金を計上いたしました。

6目保健福祉総合センター管理費では、物価高騰によりまして光熱水費分の指定管理料を追加いたしました。

2項児童福祉費では、1目、2目、4目で令和3年度事業費確定による補助金または負担金の返還金を計上いたしました。

2目児童措置費では、保育対策総合支援事業費補助金を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料を追加いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、除雪機械格納庫舗装工事を計上いたしました。

3目道路新設改良費では、道路新設改良舗装工事を追加いたしております。

5項住宅費、3目住宅環境整備費では、町住宅リフォーム助成金を追加いたしました。

10款教育費、3項中学校費では、物価高騰対策学校給食費補助金を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきまして説明をいたします。16款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしました。

17款県支出金では、子ども・子育て支援交付金を追加しております。保育対策総合支援事業費補助金を計上いたしました。

20款繰入金では、財政調整基金繰入金を減額しております。

2項特別会計繰入金では、介護保険事業特別会計繰入金を追加いたしました。

21款繰越金では、前年度補助金を追加いたしております。

23款町債では、臨時財政対策債等を減額いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,691万8,000円を追加いたしまして、予算総額を35億9,809万5,000円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、発行可能額の決定により、臨時財政対策債の起債限度額を減額をしております。

以上でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

予算書をお願いいたします。歳出予算からお願いします。歳出予算におきましては、町長の説明でもございましたが、各款に共通しまして、物価高騰によります光熱水費、燃料費の追加をしております。

215ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、16目燃料購入費等助成事業費でございます。燃料購入費等助成事業に係る諸費用を計上いたしました。詳細につきましては、補足説明資料2ページ、5ページをご覧くださいと思います。

続きまして、216ページをお願いいたします。中段です。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。キャッシュレス決済対応情報管理レジ導入に係る諸費用を計上いたしました。こちらにつきましては、補足説明資料の2ページ、6ページをご覧くださいと思います。

217ページから219ページにかけて3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費です。令和3年度のそれぞれの事業費が確定したことによります国、県からの補助金、負担金、交付金の返還金を計上いたしました。

218ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金でございます。延長保育事業補助金追加です。新型コロナウイルス感染症対応の特例措置分で、延長保育事業に係る掛かり増し経費及び備品購入費の補助金となります。その下です。保育対策総合支援事業費補助金です。新型コロナウイルス感染症対応の通常分ということで、保育通常分に係る掛かり増し経費及び備品購入費の補助金となります。こちらにつきましても経費の2分の1を国庫補助金として県から交付されるということでございます。詳細は、附属説明資料3ページをご覧くださいと思います。

219ページをお願いいたします。5目多世代交流館事業費、12節委託料です。多世代交流館きらりのイベントに合わせまして、イルミネーションを設置する費用を計上させていただきました。

220ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子衛生費です。妊婦訪問時に使用します胎児心拍計を計上いたしました。

6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費です。18節負担金補助及び交付金、こちらは多面的機能支払交付金追加で、対象面積が増加したことによる交付金の追加となっております。

222ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路維持費です。14節工事請負費で除雪機械格納庫舗装工事、こちらは役場からすぐ下りたところの立石地内の国道352号沿

いの格納庫の前につきまして舗装するものでございます。

3目道路新設改良費、14節の工事請負費は町道小木相田線、町道神条吉川線、町道山谷5号線の道路改良舗装工事に係る費用を追加しております。詳細につきましては、補足説明資料4ページをご覧くださいと思います。

223ページをお願いいたします。5項住宅費、3目住宅環境整備費、18節の負担金補助及び交付金、町住宅リフォーム助成金追加、こちらは2件分の追加ということでございます。

224ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、3目学校給食費です。18節の負担金補助及び交付金で、物価高騰対策学校給食費補助金、食材の高騰に対する保護者の負担増を抑制することを図るために計上するものでございます。詳細につきましては、補足説明資料4ページをご覧くださいと思います。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。212ページをお願いいたします。16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金追加しております。4回目の接種対応による増となるということでございます。

4目土木費国庫補助金です。国庫補助金の割当額に合わせまして追加しております。

6目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加しております。燃料購入費等助成事業の財源に充当させていただいております。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、こちらはここに記載のとおり、保育対策総合支援事業等の補助金でございます。

213ページ、20款繰入金、1項基金繰入金のところでございます。同ページ、一番下にございます前年度繰越金、こちらを今回全額計上したため、基金繰入れを減額させていただいております。9月補正後の基金繰入れ予算額としましては2億6,262万円という形になります。こちらを全額繰り入れたと想定しますと、令和4年度末の現在高が18億4,446万7,000円となる見込みでございます。

2項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金、これは令和3年度の精算に伴う繰入れということでございます。

214ページをお願いいたします。23款町債、1項町債の9目臨時財政対策債、県から内示いただきました額に合わせさせていただいたものでございます。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 2点お聞かせいただきたいのですが、先にまず給食費の件で224ページ、中学校費の学校給食費、物価高騰対策学校給食費補助金ということで追加されていて大変ありがたいことなのですが、小学校のほうはいつも横並びで大体やってきたように思うのですけれども、どのよう

になっているのか、今回のってこなかった理由は何かということをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、ちょっと戻りまして217ページ、民生費になるのですが、社会福祉費の2目障害者福祉費の委託料、町障害者緊急ショートステイ事業委託料ということで今回上がっております。今までもやすらぎの里のほうでは緊急のショートステイを行っていたかというふうに記憶しておりますし、緊急の場合受け入れていたということで、今回3名分ということなのですが、何かそういう部分できちんとした区切りがあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今ほどの高桑議員のご質問でございます、小学校費のほうの学校給食費については補正がないのかということでございますが、4月から6月分の実績を計算をいたしまして、さらに今後の値上げが見込まれる部分、これをあくまでも見込みですけれども、再計算をいたしました。また、10月になりますと、さらに多品目で値上げがされるというような情報もございます。その辺を加味して、学校側のほうで再計算をいたしました。そういたしますと、結果的に中学校費については中学校の給食費については不足が、どうしても現状いただいている金額よりもいただかないと、現状の金額が維持できないという計算結果になりましたので、その結果に基づくものでございます。小学校は何とか収まったというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 障害者福祉費の町障害者緊急ショートステイ事業の委託料であります。今回計上させていただいているものは、国が進めております地域生活支援拠点整備事業の一環として委託するものでありまして、その拠点の必要な機能としまして、緊急時の受入れ対応というものがございます。高桑議員おっしゃったように、今までは例えば災害時において緊急な事態が発生した場合、やすらぎの里をお願いするようなケースもあったかもしれませんが、今回はそういった災害時ではなくて、例えば障害者を介護している方の急病、それから亡くなられた場合とか、あと住宅等の損傷によりまして自宅に住めないような状況が発生していると、そういった状況のときに、やすらぎの里のほうに短期入所をお願いすることになりまして、こちらは障害者のみということになります。今回予算計上のほうは体験を主に考えておりまして、事前に体験をしていただいて、万が一そういった事態が発生した場合は、やすらぎの里の短期入所を利用していただくということを想定しております。

以上になります。

○議長（三輪 正） 4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 承知いたしました。

ショートステイのほうが金額的にちょっと少ないなというふうに思っていたのですけれども、体

験を主にとということであれば、そういうことかというふうに納得をいたしました。

それから、中学校のほうなのですけれども、確かに中学生のほうがいっぱい食べますし、いろいろ細かい計算をされた上でのことだと思いますので、そうなのですが、小学校のほうは逆に人数が多いですし、小中学校、同じ栄養士がメニュー等を考えてやっておられると思うのですが、それでも小学校と中学校と計算した上でこういう状態になっているということとは思いますけれども、今回の物価高騰というのは本当に今までかつてないほど、毎日の生活を圧迫している状況ですので、小学校においても食べる量を減らすとか食材の調達方法を変えとかというのはありますけれども、子どもたちが食べられないというようなことはもちろんないようにされていると思いますが、状況に応じてお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 220ページ、4款衛生費の7目18節の県有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業の助成ということで、これ5万4,000円ぐらいあるのですけれども、これをもっと増やせないかということなのですけれども、今稲刈り時期になって、やはりいろんな沢の奥の田んぼの人は、相当イノシシの被害に遭っているというのが現状だと思います。そこで、くくりわなとかああいうのを設置するにも、やはり資格が要するという中で、必ずかかるのならいいですけど、跳ねられるのですよ、何回も。そうすると、ジブがないと、くくりわなを直せないのです。そういうことがあると、もう猟友会の方を一々毎日毎日呼んでセットしてもらわなければいけないような状況が現実で、私自身感じています。そういう中で、この部分をやはり強化していく必要があるかなと思うのですが、この辺は今5万4,000円というのは何人分なのか、それとあと講習を受けて取りたいという人がいるのですけれども、今猟友会の方に聞いたら結構いっぱい受けられないという話も聞いているのです。そういう中で、広報いずもざきにありましたが、別ヶ谷に電気柵をしましたが、ないところ、ないところの沢に走るといのが現実だと思うのですけれども、その辺でさらなる強化ということを含めて、再度お考えはないのかお聞かせください。

○議長（三輪 正） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 今回補正で上げさせていただいた分につきましては、お一人の方が免許を取得するということで予算のほうを上げさせていただいたところでございます。

今ほど議員のほうからお話ございましたが、免許を取得するという情報自体がちょっと私どもがなかなか把握できないというところがございます、そういった取得をしたいというような方がいらっしゃれば、やはり私どももこの鳥獣対策といたしまして、できるだけ増やしたいというようなところがございますので、情報の提供等をいただいて、それに対応するような形で、また補正予算等を考えられればというふうには思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） 9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） その辺の広報活動をしっかりやっていただくということで、農協関係の方のほうにも情報を流してやるということで、農業者の方がやはり資格を持って自分でかけて、自分でセットできると。今くくりわなというのは法律で完全に縛るといのはこれ違反で駄目なのです。ある程度、かかっても柔らかく、トラバサミも駄目ということで、こういうふうにかかるのも、かかるのを柔らかくしてかけなさいということで、やはり跳ねて逃げるとかということは、うちの近くにもかけたのに、多々発生しています。つい最近も忌避用のところでイノシシがかかったら、自分の腕をぶち抜いて猟師をかんだというような状況もありますので、やはりいろんな知識を持った上で資格を取ってもらおうと。それで、自分のエリアはできるだけある程度自分で守りながら対応するという含めて、ぜひ皆さん取ったらいかがですかということで推奨していただければと思いますので、ぜひその辺考慮いただければと思います。お願いします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 215ページ、16目の18節になります。先ほど説明がありました燃料費の関係であります。これ見込みで460世帯を見込んでおられる。これはこれで制度的にはいいのかなと、大変感心をいたしながら、この中で説明の中にもありますが、例えば対象世帯、これ当然非課税世帯ということになりますけれども、障害者のいる世帯やひとり親世帯、例えば障害者の方であっても軽度の方、中度の方、重度の方、いろんな障害を持っておられる方というのは存在をするわけだと思います。例えば軽度障害者等において、本当は非課税にならないように、近くで就労する場所があれば何とかして自分の手でという思いを持っておられる方もいるのかもしれませんが、またひとり親世帯においても働いてはいるけど、所得が低くて非課税にならざるを得ないと、そういった事情も様々にしてあろうと思いますが、この数を見込んでおられる中でそういった仕分、内容について若干の把握、事務方が可能な範囲で結構なのです。そういったものというのは持っておられるのでしょうか。事務屋の考え方からすれば、非課税世帯が何世帯だからこれに対して1世帯当たり幾らで、総額幾らになりますという計算は出ると思います。ただ、私が申し上げたいのは、もし就労意欲がありながら勤める場所がないとかなんだとかということになると、私どもの立場としては別な考え方で支援を考えなきゃならなくなるのではないかなと、そんなような思いも持ってお伺いしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 燃料費の助成事業に関しましての5ページのところの3番の助成内容、この（1）の関係ですけれども、私どもとしましては、税金の関係、町民課からその情報をいただきまして、それを基に仕分をさせていただいているということでございまして、就労意欲があつてとか、そういうその辺の個々の個別案件に関しましては、なかなかちょっと把握が難しいのかなというふ

うに思っております。ですので、今回のこれに関しましては、10月1日現在での情報を基に処理をさせていただくような形でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 総務課長答弁のとおり、十分承知をしております。私申し上げたいのは、事務方としてどうかという問題を提起しているのではなくて、町長や議会に立つ人間として、もし意欲がありながらそういう場所がないとすれば、別な形での支援を考えていくことが必要になってくるのかなという思いがあったものですから、個人情報の問題もあります。中身について調査をすることは難しいのかもしれませんが、もし別な形で、これはこれとしても違う形で支援ができれば、もっと助けになるのかなと、そんな思いもあったものですから、また今後可能な範囲でそういったことが分かれば、私どもとしてまた知恵を絞り、アイデアを出していくという方法もあろうかと思えますので、その辺のご検討を今後の課題として提起したいと思います。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 先ほど加藤議員のほうから話があったのはぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

私のほうは、220ページの中の農林水産業費の18節、多面的機能支払交付金追加でございますが、これは詳しい内容等を聞かせていただいた中で、各集落、どの辺の集落をやったのか、その辺がどういうふうになっているかをちょっと詳しく聞かせていただきたいと思えます。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） これにつきましては、多面的機能支払交付金ということで、項目としては農地の維持という部分と長寿命化というメニューがございます、今回新たに組み集落の面積が増えたという理由でございます。その集落につきましては、小釜谷地区が共同作業のほう、これは何をするかという草刈りであったり、側溝の泥上げであったりという作業を行うということでございますし、長寿命化につきましては、これは相田集落が今回新規に行うということで面積が増加になっております。こちらについては、今現在土水路のところを新たに製品を入れるという内容でのお話ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 大変いいことだと思うので、続けていただきたいのですが、先般6月県議会において、この多面的機能の関係で新聞報道に書いてあったのですが、その中で期間が5年というふうになっていると。その中で、当町が今現実にもう数年前からやっておられると思うのですが、その中で期間が切れるようだと、またうまくないし、県のほうでも6年以降も継続してやっていきたいと、国のほうにお願いしたいというような考えの中で進めていますけれども、その辺の当

町としての考え方はどういうふうになっていますか。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） これにつきましては、やはり農村、農業を守るためには、こういった地域作業といいますか、こういったものを維持していかないと、いわゆる自然環境の保全であったり、良好な景観形成が保てないということになりますので、今5年というお話が出ましたけども、これは一つの区切りとして5年単位でということを実施している事業でございますので、これがなくなるという情報は私ども今特に入っておりませんので、今後も続けていくものではないかというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 2点お尋ねいたします。

1つは、資料のほうで3ページ、4ページのところですが、3ページの民生費、児童福祉費の保育対策総合支援事業費補助金ということで、各園に50万円ということなのですが、町の経費が半分入るのですが、出雲崎町の2つの園は給与レベル並びに超勤の状況はどういう状態なのか把握されているのかどうか。私立ですから限界があるのは承知してこれお尋ねするのです。ただ、せっかくこういうふうな形で県も入るといふことであれば、これを一つの契機として、前にも全員協議会で超勤のことについて私質問したかと思えますけれども、いい形で現場のほうに誘導していただくなり、補足するなり、備品を充実するなり、どういうふうに認識されているか、その辺をちょっと認識を伺いたいのですが。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 高橋議員のご質問でございます。前回の全員協議会でもお話がございました。両園におきましては、新型コロナウイルス感染拡大ということで、保育士等の人件費が超勤も含めて上がっているというのは事実でございます。それを受けまして、昨年度保育対策の関係で保育士の処遇改善交付金という国の交付金がございます、そこで両園、掛かり増しの実態について申請を上げたところでございます。

本保育対策総合支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染の防止に伴う備品購入費が上がっておりますが、現段階では人件費は上がっておりません。人件費については、先ほど言いました保育士等の処遇改善交付金のほうで月額3%、9,000円程度、保育士の賃金を値上げするというものを活用いたしまして、保育士の処遇の改善を図っていくということで両保育園のほうと打合せを行っているところでございます。今月も定例の保育園との会議がございますので、適正な人事管理を行うよう、また指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三輪 正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） よろしく願いいたします。

今度は資料の4ページ、議案書の224ページですが、中学校費の食材に係る物価高騰対策のことなのですが、資料によりますと、1食当たり20円を出そうということですよ。何で20円なのですか。つまりカロリーなりなんなりあるとして、私はこれ全部いわゆる町ですよ。私これ30円でも50円でも何とか応援してあげたいなど。それは結局町民全体への応援になりますから、ですから20円というのは、では逆に10円でなくて、何でこうなのだということなので、その根拠を教えてください、どうですか。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今ほどの高橋議員のご質問でございます。こちらのほうで昨年度の4月、5月、6月と今年度の4月、5月、6月をまず比較をいたしました。それで、それをベースにいたしまして、今後の見込みというのをある程度これくらいなのかなというところを出してみました。まずは比較が明確にできる3か月分、これについて比較をいたしますと、おおよそではなくて、これは明確にですけれども、16円の後半から19円の半ばくらいの金額、もちろん幅があるのですけれども、の具体的な去年に対する上昇が見られたと。今後値上がりが見えたらということになると、それに見合う分以上、16円の後半程度を基準にすると、19円とかそれくらいまでは少なくとも上がっていくのかなというところがございます。

今回は、現在先ほどもご説明をさせていただいた中で、食材費で小学校は230円なのですが、中学校は260円という基本の金額がございます。そこを上回る部分については、今回具体的に16円なり19円なり、切り上げて20円という数にしているのですけれども、が見込まれますので、その部分について価格上昇分が明らかになりそうですので、補助をしたいということでございます。

○議長（三輪 正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 分かりました。ある意味では遠慮しないで、例えば25円とかという形で、そこで30円とか、やはり余裕を持ったほうが私はいいのではないかと。そういう意味で、結果的に不用額が出たとしても、これは多分議員の皆さんは了解していただけないのではないかと、これは個人意見ですが、いずれにしても、よろしく応援してやっていただければと思います。

終わります。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） 2点ほどお願いしたいのですが、219ページをお願いいたします。多世代交流館事業費のイルミネーションの設置についてなのですが、イベントというご説明が先ほどありましたが、これはイベントですと、私10月の末のイベントなのかなというふうになんか想像して聞いていたのですが、どのような形でどの辺にイルミネーションの設置を考えているのか、その辺について、いつのイベントなのかとか、どのくらいやるのかとか、ちょっともし詳しく決まっていたらお願いをいたします。

○議長（三輪 正） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） イルミネーションの関係でございます。まず、イベントの関係であります。これから10月末に行われる、きらりのハッピーハロウィン縁日に使用する予定にしております。あわせまして、そこからクリスマスシーズンに突入いたしますので、一定期間、クリスマスが終わるまでイルミネーションを設置したいというふうに思っています。また、冬場きらりのクリスマスパーティーというイベントもございますので、もちろんそこでも使用したいというふうに考えております。

設置方法であります。設置方法につきましては、多世代交流館の建物の正面入り口の端から端までイルミネーションを展示することと、今のところ多世代交流館の建物の前の広場、そこに地面に向かってカラフルなイルミネーションを当てるといいですか、イルミネーション通りみたいな形で道路に向けてというか、広場に向けていろんな蛍光色のイルミネーションを当てたいというふうに考えております。また、これはイベントだけではございませんで、ご存じのとおり多世代交流館につきましては中学生の下校時に使用するものということと、公設学習塾も開設しておりますので、そういった方々のにぎわいの創出等も併せて考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（三輪 正） 1番、仙海議員。

○1番（仙海直樹） これから夕暮れも早くなってくるので、時間的にも下校時にもイルミネーションを見られるのかななんて思っていましたし、利用される方は昼間なので、イルミネーションが見られないしななんていうのもちょっと思いながら、今答弁を聞いていました。中央公民館あるいは体育館を利用する方も夜間いますので、そういった方にも見ていただければなと思っております。

それで、続いてなのですけれども、223ページの教育振興費の就学援助費についてなのですが、今このタイミングで補正が出てきたということは、何かしら例えばコロナによって家計が急変したりして、当初でもこれ4月の段階で何世帯かのおうちの方が申請を出していて、年3回でしたか、8月、12月、3月ですか、もらえるようになっていたかと思うのですが、ここで出てきているということは何かそういったような事態が起こって申請が上がってきたのか、その辺についてもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今ほどの仙海議員のご質問でございます。就学援助費の関係でございます。おっしゃられるとおり、当初こちらのほうの見込みでは16人の受給を見込んで予算化をしておりました。それが実際に募集を受け付けたといいますか、を開けてみますと、結果的には3人増の19人が申請をされたということでございます。申請の部分につきましては、早い段階でというようなことである程度増減の数をこちらのほうでも把握しておったところではございますが、いかんせん、6月くらいですと、まだ若干の動きがあるような気配もございましたので、こちらのほうではその

辺をちょっと見越して待たせていただいたというところがございまして、この時期にこの部分の追加の補正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（三輪 正） 1 番、仙海議員。

○1 番（仙海直樹） 説明、納得しました。いずれにしても、予算的には3人増加の申請があっても、これから順に3月に向けての分で増えている方が待ってもらったとかということはないわけですね。そういうことなら大丈夫です。

先ほど宮下議員からもお話がありましたけれども、障害者の方でも働きたいという状況にない方に対する別の支援というお話ありましたけれども、私もちょっとそんなところで、もし対象者が増えたりとかというのであれば、またこのほかにもいろんな支援というのでも我々は考えていかなければならないのかなというふうにもちょっと思ったもので、お尋ねをいたしました。

以上です。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

7 番、小黒議員。

○7 番（小黒博泰） 1 点ほど、221ページ、7 款商工費の中の職員手当追加でもって30万円のついでありますが、働いた分払うのは当然だと思うのですが、その辺の内訳、残業なのか、それとも何かイベント等のあれなのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） こちらの内訳につきましては、時間外勤務手当、いわゆる超勤分です。今年度イベント等もコロナの状況がありましたけれども、予定どおり実施できているということ、それからコロナのいろんな支援業務が商工観光係のほうの業務が集中したということで、これ職員3人分の手当分の追加でございます。

以上です。

○議長（三輪 正） 7 番、小黒議員。

○7 番（小黒博泰） ありがとうございます。今コロナ禍でもって残業するとかいろいろある中でもって、町もいろいろイベントもしまして、あとコロナ対策等々をやって時間外でもって働いてもらうのは結構なのですが、その辺そこそこしてもらったほうが、いつも夜通ると、結構町民の方も役場の2階がいつまでも電気ついているとかなんとかという話も聞きますし、本当に町のために働いてもらうのは大いにいいことなのですが、ある程度休む時間も必要だと思いますので、その辺も考慮して今後職務に当たっていただきたいと思います。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第54号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第54号 令和4年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号、国保特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、1款総務費に国保資格システム改修委託料16万5,000円を追加し、歳入予算では6款県支出金に特別交付金16万5,000円を追加いたしました。

これによりまして、予算総額を5億856万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書190ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費に国保資格システム改修委託料16万5,000円を計上しております。これは、令和4年度税改正に伴う未就学児の保険税均等割額減額措置に対応するためのシステム改修であります。

なお、この経費は全額県支出金の特別交付金が充当されます。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第55号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（三輪 正） 日程第20、議案第55号 令和4年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、1款総務費の人権費及び介護保険電算システム改修委託料23万3,000円を追加しまして、また前年度の精算に基づきまして、5款の基金積立金に1,024万円を追加して介護

給付費準備基金に積み立てるほか、7款諸支出金に国庫支出金等返還金として1,964万9,000円、一般会計繰出金429万5,000円を計上しております。

一方、歳入予算では3款国庫支出金に介護保険事業費補助金9万9,000円を追加し、7款繰入金にその他一般会計繰入金13万4,000円を追加し、8款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,441万7,000円を追加し、予算総額を6億9,141万7,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の195ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費に介護保険電算システム改修委託料19万8,000円を計上しております。これは、令和4年3月の制度改正に対応するためのシステム改修であります。なお、この経費には国庫支出金の介護保険事業費補助金が2分の1充当されます。

5款基金積立金では、前年度の精算に伴い、1,024万円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるものです。これによりまして、同基金の年度末残高は1億1,653万8,000円となる見込みです。

196ページの7款諸支出金に前年度の国庫支出金等返還金を計上しております。介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金交付金が過大交付となったため、返還するものです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第56号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（三輪 正） 日程第21、議案第56号 令和4年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、施設運転の電気料が不足しておりますので、光熱水費を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額300万円を追加しまして、予算総額を2億3,502万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、205ページでございます。2款1目維持管理費に電気料として300万円を追加いたしました。4月から7月までの支払額を基に今年度分を見直しいたしましたが、前年度に比べまして3割ほどの増加となっております。

3款1目配管布設整備費の財源に運営準備基金を300万円追加いたしました。その分、一般財源を減額し、電気料追加の財源としております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第57号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（三輪 正） 日程第22、議案第57号 令和4年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号、農排特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、施設運転の電気料が不足しておりますので、光熱水費を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額200万円を追加し、予算総額を1億170万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、211ページに光熱水費、町長説明のとおり電気料を追加いたしました。

210ページ、歳入では、財源といたしまして3款繰入金、4款繰越金の2計上分を追加しております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第58号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三輪 正） 日程第23、議案第58号 令和4年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第58号、下水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、電気料が不足しておりますので、光熱水費を追加しております。また、契約済みの久田浄化センター電気設備更新工事費を減額いたしました。

歳入では、社会資本整備総合交付金、下水道事業債を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,100万円を減額いたしまして、予算総額を3億1,019万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、219ページでございます。需用費、光熱水費につきましては、年度末を予想して電気料を追加いたします。工事請負費です。久田浄化センターの電気計装設備の契約工期は年度末でございますが、予算的余裕を残しまして、不要と思われる額を減額いたします。

217ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金は、工事費減額見合いを減額いたします。

4款繰入金は、電気料追加の財源として追加いたします。

5款繰越金は、整理をいたしました。

218ページに移りまして、7款町債の減額は工事費減額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時40分)